下請業者と締結する契約書について

平成25年9月1日に守口市暴力団排除条例が施行されることに伴い、下請業者と契約を締結する際には、契約書の「甲の解除権」(甲を元請負人、乙を下請負人とします。)の条項に下記の文言を加えていただきますようお願いします。

記

乙が次のいずれかに該当するとき。

- 一 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- 二 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号 に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経 営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと 認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して いると認められるとき。
- 六 乙が締結する下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が一から五までのいずれかに該当することを知りながら、 当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 乙が、一から五までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(六に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき